

第142回山梨県都市計画審議会

会議録

山梨県都市計画審議会運営規程第15条の規定により次のとおり会議録を作成する。

1. 日時： 平成24年2月15日（水） 午後1時30分 ～ 午後2時30分

2. 場所： ホテル談露館 「アンバー」

3. 出席委員の氏名（敬称略）

(委員)	(1号委員)	佐々木邦明委員	
		信田恵三委員	
	(2号委員)	宮坂 亘委員	(代理 竹倉孝一)
		神谷俊広委員	(代理 川口千晴)
		下保 修委員	(代理 乙守和人)
		平川伸一委員	(代理 清水 進)
	(3号委員)	田中久雄委員	
	(4号委員)	武川 勉委員	
		望月清賢委員	
		樋口雄一委員	
	(5号委員)	内藤久歳委員	
		堀之内可和委員	
	(専門委員)	川崎雅明委員	(代理 大代正史)
(事務局)	(都市計画課)	課長	市川 成人
		まちづくり推進企画監	中村 克巳
		総括課長補佐	内藤 真男
		課長補佐	望月 一良
		課長補佐	深澤 修一
		副主幹	大森 隆
		副主幹	武藤 直仁
		主任	弾塚 崇
		主事	塚田 晃司
	(建築住宅課)	課長補佐	望月 克彦
		主査	山崎 宗彦
		副主査	青柳 昌宏
	(環境整備課)	課長補佐	小林 敬憲
		主任	千須和真司

4. 傍聴者等の数 2人

5. 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) その他
- (4) 閉会

6. 審議案件

1. 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について
昭和町 産業廃棄物処理施設
2. 峡東都市計画道路の変更（山梨県決定）について
3・4・8号 山梨市駅南線外1路線

7. 議事の概要

別紙会議録による。

第142回山梨県都市計画審議会 会議録

司 会

本日は大変お忙しいなか、山梨県都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、山梨県県土整備部都市計画課の内藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、第142回山梨県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、お手元にお配りしました資料を確認させていただきます。まず、本日の「会議次第」、それから「第142回山梨県都市計画審議会 議案書」、参考資料といたしまして、「公聴会の公述要旨と見解」、「17条縦覧時の意見の要旨と見解」、以上でございますが、不足している資料はございませんでしょうか。不足しているものがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思っております。

続いて、議事に入る前に、本審議会の成立についてご報告申し上げます。

山梨県都市計画審議会条例の第5条第2項の規定によりますと、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができないこととなっております。

本日は、19名の委員のうち、12名のご出席をいただいておりますので、本審議会の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本審議会運営規定第5条第2項の規定に基づき、会長に議長をお願いし、審議を進めていただきたいと思います。と存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長

みなさんこんにちは。

本年度、第3回目ということになりますが、通算で第142回山梨県都市計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

前回に引き続きまして、今回も2つの議案がございます。できるだけ、円滑な審議に努めたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に入る前に会議録署名委員をA委員、B委員にお願いします。

では、これより審議に入ります。

[第1号議案]

議 長

第1号議案「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく特殊建築物の位置について 昭和町 産業廃棄物中間処理施設」事務局より説明をお願いいたします。

<事務局説明>

議 長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

A委員

それでは、一点、ご説明のありました駐車場について質問させていただきたいのですが、現地の写真を見ると、2トントラック用の3台のスペースでは、既に一般車によって使われているようですが、それらの移設についてはどのように考えておられるのかということ。

また、ご説明では渋滞の状況に応じて内部で待機するという事だったのですが、おそらく問題は、外で待つ車が増えるのが問題になるのかなと思いますので、駐車場と言いますか、そのスペースに対してどれくらいの搬出入の頻度で、それが外で待つ車が出るなど交通に影響を与えないかということについては、どのようになっているのかご説明頂きたいと思っております。

議 長

ただいまのご質問に対し、事務局から説明をお願いします。

事務局

私どもで何回か現場を見させて頂いている状況の中でも、確かに普通車が止まっている状況であります。ただし、先ほどの説明の中でもありましたが、事前に連絡を取るかたちをとっておりますので、申請者と搬出入業者が連絡調整して確保するという事になるかと思いま

す。

議 長

よろしいですか。
他にご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

(質問意見なし)

議 長

それでは、第1号議案については、その位置について都市計画上支障がないかどうかをお諮りいたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めます。
それでは第1号議案については、都市計画上支障がないと認めることといたします。

[第2号議案]

議 長

続きまして、第2号議案です。「**峡東都市計画道路(3・4・8号山梨市駅南線外1路線)**」の説明を事務局よりお願いいたします。

<事務局説明>

議 長

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

C委員

全幅員が17mで自転車歩行者道が両脇3mとなっておりますけれども、今説明でもありましたように、停車帯が1.5mということで、自転車は基本的に車道を走るということですよ。それで当然この1.5mのところを自転車が走るという考え方だと思いますけど、いろいろ他県の事例などを見ますと、停車帯に車を止めているところで自転車が追い越す場合には車道に出るわけですよ。その事故が非常に多いということが言われております。

そこで、自転車歩行者道とここに謳ってありながら、先ほどの説明ですと、通学する生徒にはこの1.5mですね、路側帯ですか、これが設定してあるという、なんかこう曖昧だなと、もっと言えば、3mのところは自転車の専用の走行帯が作れないものなのか、その辺がこの整備の中でちょっと見えにくいというような気がします。

議 長

事務局どうぞ。

事務局

ただいまのご指摘でございますが、29ページをご覧ください。

まず、停車帯の1.5mの部分ですが、こちらにつきましては、道路交通法の自転車専用通行帯、こちらは交通管理者の方で設定をするような告示行為になっておりますが、そういうことができないのかということも現在、協議をはじめるところです。

それから、自転車歩行者道という言い方ですが、こちらは道路構造令に基づいた名称でございまして、道路交通法で申しますとこちらは同じ歩道ということになります。

それで、私どもが現在想定しておりますのは、この自転車専用通行帯といわゆる歩道の部分も両方自転車通行可というこちらも公安委員会の指定行為になりますけれども、その両方をかけることができないかという内容の協議を行っております。

この内容につきましては、自転車の利用がとても多いことが見込まれること、それから自転車と一言に申しましても、ロードレーサーのように非常に速度の高いものから、奥様が乗られるようなミニサイクルまで、非常に速度の差があるという中で、自転車通行可ということも認めて頂きますと、歩道の部分を走ったり、停車帯のところは通行帯ということで認めて頂ければ、高速車両などは車道の部分を走れるようになる、ということも想定しまして協議を進めているとこ

ろでございます。

C委員

今の説明ですと、この3mの自転車歩行車道と表示がしてあるわけですが、ここが普通どおりに歩道で設定しておいて、そこをある面で自由に歩行者と自転車が行き来できるということですよ。それで、今、この歩道に現実問題の交通状況の中で、全国あちらこちらで歩道を自転車が走行するというなかで事故が多いということですので、道路交通法の問題に関しては無知なものですけれども、一般的に考えれば、この歩道が3mある中で、いろいろな制約はあると思いますけれども、自転車通行帯というような線引きをして、ここの部分は例えば具体的に言えば、これは私案ですが、3mのうち1.5mは自転車の専用レーンですよ、そしてあと一方が歩行者専用の通行路ですよ、というようなことができないか、例えば、色分けをして、青と黄色という分けの中で、青色は歩行者、黄色は自転車ですよということにすれば、かなり歩行者と自転車の区別ができて、安全になるのではないかと。

議長

ただいまのものは、ご意見ということでしょうか。

C委員

答弁してください。

事務局

ご指摘頂いたとおり、公安委員会といたしましても、停車帯としてのスペースを確保するというのと、自転車通行可を歩道に付ける指定行為を同時に行うということとは、必要性をよく見ながら慎重に判断しなければならないという考えをもっていらっしゃいます。

ですので、ここについては、私どもはそのようなことを想定していますが、実際にこの場所を勘察しながらどのような規制をしていくのかということについては、公安委員会と協議しながら判断をしていただくようなことになろうかと思えます。

一般的な話として、公安委員会の方から伺っていることですが、自転車と歩行者の歩道上での問題というのがある一方、自転車の通行を車道でということが社会になかなか定着していない中で、自動車と自転車の区別がうまく安全が図れるのかといったこともございまして、それはこの個々の場所について判断をしていただくというようなことを公安委員会の方からお話しをいただいています。

議長

よろしいですか。
他にご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

D委員

根津橋通り線でありますけれども、横断図を見ますと安全が確保されていると思えますけれども、一部幅員が14mのところがありますけれども、これの安全面、安全確保。それから将来的にこれを改修できるのか、その辺について少し聞きたいと思えます。

議長

事務局よろしいでしょうか。

事務局

申し訳ございません。
こちらのループのところでしょうか。

D委員

そうですね。
自転車が向かって右側の方を走ったりするのですが、そこから無いようですね。そのあたりの安全確保について。車道については確保できているようですが。そして、将来的にずっとそのままなのか、それとも将来的に拡幅できるのか、そのあたりをお聞きしたい。

議長

それでは説明をお願いします。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。
根津橋通り線はちょうどJRを超えている部分がありますけれども、この橋台がございまして、この区間を直接的に拡幅することは非常に難しいと思っております。
ただ、ここに側道がありまして、狭い市道ではありますが、ちょうどループのたもとまで続い

ておりますので、自転車とか歩行者の方についてはこの側道を使って頂くことによって、こちらの根津橋通り線の歩道の付いた道路との行き来を考えていただけないかと考えています。

それから、日川踏切という踏切がございますので、多くの高校生、中学生の方々については、駅からもこちらを使って頂くルートが想定できるということで、現在のところは側道が取り付いている部分がございますけれども、ここまで自転車歩行者道を確保すれば、交通の安全が図っていけるのではないかと考えています。

したがって、直接的に跨線橋の下を拡張するのは物理的に難しいと考えておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

議 長

よろしいですか。

他にご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

無いようですので、それでは、第2号議案については、原案どおり都市計画を変更することに
対し同意してよろしいかと諮りいたします。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認めます。

それでは第2号議案については、原案どおり同意することにいたします。

以上をもちまして本日の審議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。その他として何かございますでしょうか。

特に無いようですので、以上をもちまして、第142回山梨県都市計画審議会を終了させていただきます。

なお、次回の審議会につきましては、日程、議題等が決まり次第連絡させていただきますので
よろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。